

他機関表彰推薦取扱要領

〔目的〕本要領は、本会が受賞候補者を推薦し、他機関が表彰を実施する「他機関表彰」への、受賞候補者推薦に関する取扱指針である。

番号	大項目	小項目	要領
1-1	選考方法	基本方針	表彰を行う他機関（以下「表彰機関」）からの依頼に基づく、「表彰機関」が受賞者を決定する表彰等への本会による受賞候補者の推薦（以下「本件」）は本要領による。
1-2		推薦要件	本会における顕功賞、論文賞、業績賞、中西賞、研究発表会実行委員長表彰を受賞した会員（賛助会員所属者を含む）であることを推薦要件とする。
1-3		推薦申請方法	本件の推薦申請は、推薦申請者から総務担当理事宛に行う。推薦申請受付の締切日は、表彰機関締切日の1ヶ月前とする。また、推薦申請には、表彰機関への提出書類原稿を電子ファイルにて添付する。
1-4		理事会権限の委任	候補者の推薦であり、「本件」に関する理事会権限は、執行理事会へ委任された（2010/11/15理事会）。
1-5		審議発議	執行理事会は、推薦申請を審議し、必要により、表彰委員会に対し審議を発議する。
1-6		審議開始	表彰委員会は、執行理事会の発議により推薦申請審議を開始する。
1-7		準拠規程	本件は、表彰規程の「特別賞」に準拠する。
1-8		結果報告	表彰委員長は、審議結果を会長に報告する。
1-9		分科会審議	表彰委員長は、必要により、本件審議を表彰委員会の分科会に委任することができる。
2-1	決定	被推薦者	被推薦者の決定は、執行理事会にて行う。
2-2		受賞者	受賞者の決定は、表彰機関の決定による。
3-1	推薦書処理	送付先	被推薦者が決定された場合には、推薦申請者宛に、会長より推薦書を送付する。
3-2		応募書類提出	表彰機関への応募書類提出は、原則として、推薦申請者側から行うこととする。
3-3		書類保管	推薦書と提出書類原稿の写しを事務局に保管する（保管期限5年）。
4-1	その他	会員広報	本会が、表彰機関から広報依頼を受けた時点で、執行理事会の判断により、HP、電子メールおよび会誌にて会員に紹介する。ここで、紹介の表題を「海洋音響に関する研究開発を奨励する事業のご紹介」とする（全体様式は添付資料1の7.を参照）。
4-2		改廃	本要領の改廃は、表彰委員会の審議の後、執行理事会の承認を得ることとする。

添付資料1：「他機関表彰推薦取扱要領」について（表彰委資料3-19、2011.02.16）

以上